

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の納付猶予牛に係る1頭当たりの負担金単価について【令和3年10・11・12月分】

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）（以下「交付要綱」という。）の附則13、21、27及び27の2の規定により負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛（以下「納付猶予牛」という。）に係る負担金の額については、それぞれ同附則14、15、22及び28の規定に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合には、当該納付猶予牛に係る交付金の額に4分の1を乗じて得た額となり、標準的販売価格が標準的生産費を下回らなかった場合には、当該納付猶予牛に係る負担金の額は零となっています。

令和3年10・11・12月の交付金単価の確定により、当該納付猶予牛のうち同期間に販売された交付対象牛の負担金単価を下記のとおり公表します。

なお、各登録生産者の納付猶予牛に係る負担金の額については、交付金交付通知書等によりご確認ください。

記

1. 肉専用種

算出の区域	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月
北海道	0円	0円	0円
青森県	0円	0円	0円
岩手県	肉専用種 (日本短角種を除く。)	0円	0円
	日本短角種	0円	8,537.85円
宮城県	0円	0円	0円
秋田県	0円	0円	0円
山形県	0円	0円	0円
福島県	0円	0円	0円
茨城県	0円	0円	0円
栃木県	0円	0円	0円
群馬県	0円	0円	0円
埼玉県	0円	0円	0円
千葉県	0円	0円	0円
東京都	0円	0円	0円
神奈川県	0円	0円	0円

算出の区域	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月
山梨県	0円	0円	0円
長野県	0円	0円	0円
静岡県	0円	0円	0円
新潟県	0円	0円	0円
石川県	0円	0円	0円
福井県	0円	0円	0円
岐阜県	0円	0円	0円
愛知県	0円	0円	0円
三重県	0円	0円	0円
滋賀県	0円	0円	0円
京都府	0円	0円	0円
大阪府	0円	0円	0円
兵庫県	0円	0円	0円
奈良県	0円	0円	0円
和歌山県	0円	0円	0円
島根県	0円	0円	0円
岡山県	0円	0円	0円
広島県	0円	0円	0円
山口県	0円	0円	0円
徳島県	0円	0円	0円
香川県	0円	0円	0円
愛媛県	0円	0円	0円
高知県	0円	0円	0円
福岡県	0円	0円	0円
佐賀県	0円	0円	0円
長崎県	0円	0円	0円
熊本県	0円	0円	0円
大分県	0円	0円	0円
宮崎県	0円	0円	0円
鹿児島県	0円	0円	0円
沖縄県	0円	0円	0円

## 2. 交雑種

令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月
4,428.45円	0円	0円

### 3. 乳用種

令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月
5,536.575 円	8,258.4 円	10,105.2 円

#### 連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課

担当: 青木、柳田、山口、小南、峯岸

電話: 03-3583-8562